

令和7年7月 17 日

市民のみなさまへ

田辺市長 真砂 充敏

### 敬老事業の変更について

本市ではこれまで敬老事業を通じて、高齢者の皆様に感謝とお祝いの気持ちをお伝えしてまいりましたが、全国平均を上回る高齢化率や、少子化の影響により働く世代の人数が減っている現状を鑑み、福祉や教育、子育て、防災など様々な課題に、限られた財源でどのように対応していくか慎重に検討を重ねた結果、事業の見直しを行うことになりました。何卒ご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。なお本件についてのお問い合わせは、やすらぎ対策課までお願いします。

#### ◎敬老祝金に関する変更点

88 歳(支給額:10,000 円)の方のみが対象となります。

なお、令和7年度の対象者は、昭和 11 年 10 月2日から昭和 12 年 10 月1日生まれの方になります。

	令和6年度(変更前)	令和7年度(変更後)
対象年齢 及び支給額	77 歳(喜寿) 5,000 円 88 歳(米寿) 10,000 円 99 歳(白寿) 20,000 円 100 歳以上(長寿) 30,000 円	88 歳(米寿) 10,000 円

#### ◎敬老行事に関する変更点

敬老行事の対象は、地域で行う催事実施のみとし、個人に対する一律の商品券等の記念品配付は対象外といたします。

なお、敬老行事の対象となる年齢につきましては、「70 歳以上」で変更はありません。

	令和6年度(変更前)	令和7年度(変更後)
委託料	9/1 時点の地区在住者数×2,000 円	催事への出席者数×2,000 円
対象経費	・ 催事実施に係る経費 ・ 催事出席者以外への記念品配付に係る経費	・ 催事実施に係る経費のみ

田辺市やすらぎ対策課  
電話：0739-26-4910